

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

平成26年9月

浜 松 市

目 次

はじめに	2
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	3
1 農業の現状と課題	
2 担い手の育成目標	
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	8
第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標 とすべき農業経営の指標	18
第4 効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用の集積に 関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	21
1 効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用の集積に 関する目標	
2 農用地の利用関係の改善に関する事項	
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	23
1 利用権設定等促進事業に関する事項	
2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項	
3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	
4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
5 農業協同組合が行う農作業の委託あっせんの促進その他の委託を受け て行う農作業の実施の促進に関する事項	
6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進 に関する事項	
7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	
第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項	36
第7 その他	41
附 則	41
別紙1（第5の1（1）関係）	42
別紙2（第5の1（2）関係）	43

はじめに

農業は、安全な食料を生産し、消費者に供給するという重要な役割を担っている。浜松市においても、気候・土壌・地形等の自然条件に恵まれ、加えて早くから農業生産基盤の整備に着手してきたことから、野菜・果樹・花き・畜産等、多様な農業が発展してきた。

また、農業のもつ、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良質な景観の形成、文化の伝承等、多面的機能が再評価されている。農業が、その重要な役割を果たし、多面的機能を維持していく上では、効率的かつ安定的な農業経営を行う者の育成や新たに農業経営を営もうとする青年等を確保することが欠かせない。

このような中、浜松市では、積極的に営農規模を拡大し、経営力の強化を図る農業者の取り組みのほか、農業協同組合による産地力の強化、農地の利用集積の促進、青年の就農支援などの取り組みが進められてきた。

しかしながら、兼業化や農業従事者の高齢化、後継者が確保できないことなどによる担い手の減少、農業振興地域での非農業的土地利用の増加、耕作放棄地や利用の程度の低い農地の増加等も指摘されるところである。

これらのことを踏まえ、浜松市は、農業の持続性を確保するため、産地力の強化、担い手の育成、優良農地の確保などの施策を通して、効率的かつ安定的な農業経営を行う者が、浜松市の農業の大半を担う状況を目指していく。

併せて、地域資源を活用した農業の6次産業化の推進や、企業などの多彩な担い手の農業への参入を促すことで、新しい「食と農」のビジネスの創出と展開を図っていく。

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 農業の現状と課題

(1) 浜松市の概要並びに農業の現状

浜松市の人口は約 81 万人を数える。市域は南北 73 km、東西 52 km、総面積は 1,558 km²と全国の市町村のうち第 2 位である。市内には天竜川と都田川が流れ、南側は遠州灘に面し、西側は浜名湖を臨む。市の北半には市域の 68% を占める広大な森林地帯を擁している。浜松市は、気候が温暖であることに加え、日照時間が日本有数の長さであることや、天竜川と都田川から得られる豊富な水が農業の基盤整備により利用できること、首都圏、関西圏、中京圏の大消費地に近いことなど、農業の条件にも恵まれている。

これらの優位な条件を利用し、浜松市では、セルリーやちんげんさい、ガーベラなどのビニールハウスや温室を利用する施設園芸、みかんを代表とする果樹生産など、幅広い農業が行われてきた。

一方、地形等の条件が不利な天竜川中流域や都田川上流域の中山間地域では高品質のお茶が生産されており、第 66 回全国茶品評会（平成 24 年）では普通煎茶 4 kg の部で産地賞を受賞した。

このような中で、農業協同組合と農業協同組合連合会は、産地の維持・強化や、大消費地での販路の確保にあたってきた。また、自ら販路を開拓する農業者も少なくない。

これら、農業団体や農業者の取り組みの成果として、浜松市の農業産出額は全国有数の地位を保ち（平成 18 年に約 540 億円、全国第 4 位）、販売金額 1 億円以上の農業者も育ってきている。

浜松市の農家戸数は 13,855 戸（2010 年世界農林業センサス）で全国第 1 位であり、そのうち主業農家は 2,110 戸で全国第 5 位となっている。農業就業人口も 14,524 人で全国第 4 位、静岡県内では第 1 位である。これは、浜松市の農業生産が、多くの農業者に支えられている証しである。しかしながら、農家戸数と農業就業人口はともに減少傾向にあり、農業従事者の高齢化も進んでおり、また、経営耕地面積も減少傾向にある。

	平成 12 年 (2000)	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)
農家数（戸）	16,314	14,968	13,855
農業就業人口（人）	22,131	18,379	14,524
65 歳以上高齢化率（%）	54.6	58.2	63.2
経営耕地面積（ha）	10,041	9,011	8,180
販売金額 1 億円以上の農家数（戸）	12	8	12

資料：世界農林業センサス

(2) 農業の課題

農業就業人口の減少、農業従事者の高齢化、経営耕地面積の減少といった厳しい状況の中で、これまで培った浜松市の農業の実績を如何に維持し、発展させていくのかが大きな課題となっている。このため、経営感覚に優れた経営体を育成し、これらの経営体へ農地を集積することが求められている。そこで、浜松市の農業施策は、引き続き、効率的かつ安定的な農業経営を目指す先進的な経営体の育成を基本に置くこととする。さらに高齢専従者の経験と技術を活かした特産品づくりの推進や、家族経営協定による女性や後継者の共同経営者としての地位確立などを図っていく必要がある。

また、農業以外の業種の企業であっても、技術力と農産物の販路を確保しているのであれば、農業への参入を促し、新たな担い手として位置付ける。さらに、農業者の後継者の確保や、意欲ある青年の新規就農を推進するとともに、農業生産法人や農業に参入した企業に雇われることで就農するいわゆる“サラリーマン就農”、さらにはいわゆる“Uターン就農”や“定年帰農”など、多様な就農の機会の創出を図る。

2 担い手の育成目標

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

既存の農業経営体がその経営を効率的かつ安定的なものとし次世代の後継者を確保するために、あるいは青年が職業として農業を選択し得るためには、生活に豊かさとりを実感できる魅力とやりがいのある農業経営の可能性を明確に示す必要がある。

そこで、浜松市の農業の特性を踏まえ、効率的かつ安定的な営農モデルを示し、農業関係機関と連携し、企業的な感覚をもって意欲的な経営を行う先進的な経営体を育成していく。

先進的な経営体の育成にあたっては、農業経営改善計画認定制度の普及や経営規模の拡大、資本装備の充実、IT化時代に対応した経営の高度化等の促進を積極的に図る。

また、これらの経営体の熟度に応じて、法人化や雇用による労働力の確保とともに、独自の経営戦略に基づく商品やサービスの提供を行う農業の6次産業化を推進することで、ビジネス経営体への誘導を図っていく。

さらに、他産業から農業に参入する企業に対しては、経営と雇用の安定を促すことで、浜松市の農業の一翼を担う重要な担い手と位置付けていく。

また、女性や後継者などの農業従事者については、家族経営協定の締結により役割の明確化と地位向上を図り、農業経営に対する知識や経験が発揮できるよう、環境を整えていく。

効率的かつ安定的な農業経営の指標及び目標の設定にあたっては、労働力として家族2人を基本とし、次の点に留意し、下表のように定める。

地域

広大な浜松市を、自然的、経済的条件などを踏まえ、平地農業地域及び中山間地域の二つに区分する。但し、中山間地域の北区三ヶ日町にあつては、平地農業地域と比肩し得る多くの先進的な経営体が育成されてきたことから、平地農業地域に含

めることとする。

所得目標

それぞれの地域区分の他産業従事者と比較して遜色のない年間農業所得とする。

労働時間

他産業従事者と均衡する年間総労働時間の水準とする。

地域	所得目標	労働時間
平地農業地域	750万円程度 (1経営体当たり)	1,800～2,000時間
中山間地域	600万円程度 (1経営体当たり) 市長が特に認める者：300万円程度 (1経営体当たり)	1,800～2,000時間

但し、法人にあっては、財務指標を総合的に判断して、現在雇用されている従事者が今後も継続的に雇用され、併せて経営の健全性を維持し得る程度の状況をもって目標とする。他産業との複合的経営を行う法人にあっては、農業分野の経営状況をもって測る。

農業者による農業の6次産業化の取り組みについては、加工品の販売やサービスの提供で得た所得を含めて目標とする。

(2) 効率的かつ安定的な経営を目指す担い手の育成

認定農業者制度の活用

効率的かつ安定的な農業経営の目標に向け、自らの経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して、農業経営改善計画の作成を支援する。その上で、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた経営体(以下、「認定農業者」という。)を浜松市の農業の発展を支える主たる担い手として育成する。

また、農業経営改善計画が満了しようとする者に対しても、その経営の更なる向上に資するため、再認定への誘導を積極的に推進する。

なお、兼業農家についても、浜松市の農業の重要な担い手であることから、規模拡大や経営の効率化・安定化に意欲的に取り組む者については、認定農業者となるよう育成を図る。

認定農業者に対しては、優先的な農用地利用の集積、低利な特別融資等の活用ができるよう支援する。

さらに、認定農業者を対象として、経営や労務管理などの研修の機会を設け、これらの研修を通じて、企業的な経営感覚を身につけた者については、その熟度に応じて法人化を進める。

また、浜松市担い手育成総合支援協議会や浜松市認定農業者協議会の活動を支援することにより、効率的かつ安定的な農業経営を行う者を育成していく。

規模拡大の推進

地域の実情に応じた農業経営基盤強化促進事業の積極的な活用により、効率的かつ安定的な農業経営を行う者への農地の集積を図ることで規模拡大を推進する。

法人化の推進

規模拡大に伴い、経営継承と優秀な人材確保を図る手法として認定農業者の法人化を推進していくために、次に掲げる法人の利点について理解を醸成していく。

- ア 経営管理能力、資金調達力、信用取引力の強化
- イ 雇用労働関係の明確化、労災保険の適用による雇用労働者の福祉の増進
- ウ 意欲ある青年や農業技術に熟練した者を雇用することによる人材の確保
- エ 経営体としての継続性の向上

企業の農業参入の推進

企業による農業経営に次のような利点・効果が期待されることから、企業の農業参入を推進していくとともに、地域農業への波及を図る。

- ア 耕作放棄地の再生、利用の程度の低い農地の改善
- イ 新規雇用の創出
- ウ 付加価値の高い新たな農産物の生産
- エ 生産した農産物を活用した加工品等の開発や販路の開拓

農業の6次産業化の推進

農業経営力を強化するためには、優れた農業技術を活用した高品質の農産物の生産はもとより、農産物やその加工品の高付加価値化を図り、販路を確保し拡大していくことが重要である。

そのため、認定農業者や農業団体による農業の6次産業化を推進していく。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

浜松市は多様な農産物の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があり、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県農林事務所や地域連携推進員、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標及び目標の設定にあたっては、労働力として本人1人を基本とし、次の点に留意し、下表のように定める。

所得目標

農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得を目標とする。

労働時間

他産業従事者と均衡する年間総労働時間の水準とする。

所得目標	労働時間
300万円程度 (1経営体当たり)	1,800～2,000時間

但し、法人にあっては、財務指標を総合的に判断して、現在雇用されている従事者が今後も継続的に雇用され、併せて経営の健全性を維持し得る程度の状況をもって目標とする。他産業との複合的経営を行う法人にあっては、農業分野の経営状況をもって測る。

農業者による農業の6次産業化の取り組みについては、加工品の販売やサービスの提供で得た所得を含めて目標とする。

(4) 農業生産基盤の推進

天竜川から取水する三方原用水と天竜川下流用水及び都田川から取水する浜名湖北部用水は、営農に必要な農業用水を供給する重要な施設である。これらの広域用水は、国営かんがい排水事業により基幹部分を、県営、団体営かんがい排水事業等により末端部分を整備してきた。そのほか農道整備事業やほ場整備事業等の基盤整備事業も多くの地域で推進してきた。

今後は、国営三方原用水二期地区事業や県営事業により、既存施設の老朽化対策を中心に、耐震対策等、安全安心を目指した事業を展開し、農業用水の安定供給、生産基盤施設の長寿命化を図っていく。また、国・県等の各種の助成事業を活用し、適時的確な整備を促進していく。

さらに、近年、担い手に集中しがちな水路や農道等の管理について、集落コミュニティの共同管理等で支えることによって、担い手の負担を軽減していくとともに、農地が農地として維持され、将来にわたって多面的機能が十分に発揮されるよう推進していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に浜松市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、浜松市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

平地農業地域

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 作業受託	< 作付面積 > 水稲 12 ha 作業受託 5 ha < 経営面積 > 17 ha	< 資本装備 > ・トラクター(55ps) ・ロータリー(1.8m) ・高速側条施肥田植機(6条) ・グレンタック自脱コンバイン(5条) ・循環型乾燥機(24石×4台) ・乗用防除機 ・作業場、乾燥調整施設 100 m ² < その他 > ・品種の組合せによる作期分散 ・早期コシヒカリ栽培 ・元肥一発肥料の使用 ・環境保全技術の導入	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立	・休日制の導入
茶 (自園自製 自販)	< 作付面積 > 茶 5 ha < 経営面積 > 5 ha	< 資本装備 > ・小型乗用摘採機一式 ・乗用型防除機 ・肥料散布機、深耕機 ・防霜ファン ・製茶工場 453 m ² ・製茶機械 120K 1ライン ・堆肥置場 90 m ² ・茶仕上加工施設、冷蔵庫他 < その他 > ・独自の品種組合せによるブランド化 ・加工、仕上方法の改善による高品質茶づくり	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇 用者の確保
茶 (自園自製兼 買葉)	< 作付面積等 > 茶 10 ha 自園 4 ha (うち借地1 ha) 買葉 6 ha	< 資本設備 > ・乗用型摘採機 ・乗用型防除機 ・乗用型管理機 ・防霜ファン ・製茶機械 120K 1.5ライン < その他 > ・戦略品種を中心に早生(20%) 晩生(10%) ・特色のある茶の生産 ・直販など小売販売による高付加 価値化	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇 用者の確保

<p>柑橘 (温州みかん)</p>	<p>< 作付面積 > みかん 4 h a < 経営面積 > 4 h a</p>	<p>< 資本装備 > ・スピードスプレヤー(1,000) ・運搬機、フォークリフト(1t) ・大型貯蔵庫 50 坪他(冷風式を含む) < その他 > ・園内道整備 ・共選共販等による産地ブランドの徹底 ・光センサー選果機に対応した高品質果生産</p>	<p>・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立</p>	<p>・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇 用者の確保</p>
<p>柑橘 ハウスみかん + 露地みかん</p>	<p>< 作付面積 > ハウスみかん 3 0 a 露地みかん 1 7 0 a < 経営面積 > 2 0 0 a</p>	<p>< 資本装備 > ・ハウス施設一式 3,000 m² ・スピードスプレヤー(1,000) ・運搬機 ・貯蔵庫 50 坪他 < その他 > ・省エネ型栽培の推進 ・土づくりによる樹勢の維持 ・園内道整備 ・共選共販等による産地ブランドの徹底 ・光センサー選果機に対応した高品質果生産</p>	<p>・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立</p>	<p>・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇 用者の確保</p>
<p>梨</p>	<p>< 作付面積 > 梨 1 2 0 a < 経営面積 > 1 2 0 a</p>	<p>< 資本装備 > ・果樹棚 ・防鳥ネット ・灌水施設 ・スピードスプレヤー(500) ・運搬機(トラック、クローラー運搬車等) < その他 > ・直販など小売販売を主体</p>	<p>・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立</p>	<p>・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇 用者の確保</p>
<p>柿 + 柑橘</p>	<p>< 作付面積 > 柿 1 2 0 a 温州みかん 1 0 0 a < 経営面積 > 2 2 0 a</p>	<p>< 資本装備 > ・ビニールハウス 1,500 m² ・屋根掛け施設 1,000 m² ・スピードスプレヤー(1,000) ・動力噴霧機 ・運搬機 ・貯蔵庫 20 坪他 < その他 > ・園内道整備 ・共選共販等による産地ブランドの徹底 ・光センサー選果機に対応した高品質果生産</p>	<p>・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立</p>	<p>・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇 用者の確保</p>

いちご	<p>< 作付面積 > いちご 4 3 a</p> <p>< 経営面積 > 4 3 a</p>	<p>< 資本装備 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス 4,300 m² ・内部被覆装置、温風暖房機、収穫台車 ・高設栽培システム、 ・小型ポット育苗システム ・電照設備、動力噴霧機 <p>< その他 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型ポット育苗による省力・早期栽培 ・高設栽培による収穫期間の延長(5月下旬) ・変温管理、補助電照等による草勢維持 ・雇用労力の有効活用 ・総合的病害虫・雑草管理(I P M)の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫調整を中心にした雇用者の確保
トマト	<p>< 作付面積 > トマト 4 4 a</p> <p>< 経営面積 > 4 4 a</p>	<p>< 資本装備 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス 4,400 m² ・養液栽培システム一式 ・内部被覆装置、温風暖房機他 <p>< その他 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用労力の有効活用 ・総合的病害虫・雑草管理(I P M)の導入 ・交配用ハチの利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫調整を中心にした雇用者の確保
温室メロン	<p>< 作付面積 > メロン 9 0 a (20 a × 4.5 作)</p> <p>< 経営面積 > 2 0 a</p>	<p>< 資本装備 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低コスト耐候性温室 2,000 m² ・温室環境制御システム ・温湯(木質ペレット)ボイラー、冷房機 ・ヒートポンプ ・アルミベンチ、畝立て機 ・炭酸ガス発生装置、自動灌水システム <p>< その他 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用労力の有効活用 ・石油代替機器の導入 ・環境保全型技術の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫調整を中心にした雇用者の確保
みつば	<p>< 作付面積 > みつば 6 8 0 a (80 a × 8.5 作)</p> <p>< 経営面積 > 8 0 a</p>	<p>< 資本装備 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨パイプハウス 8,000 m² ・複合環境制御装置 ・高床固定式養液栽培プラント ・下葉とり機、包装機 ・暖房機、炭酸ガス発生装置他 <p>< その他 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用導入・調整作業 80% 外注を前提とした企業的な個別経営 ・遮光、遮熱、保加温、炭酸ガス施用による生育促進(8.5 作 / 年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・企業の経営管理手法の導入 ・青色申告の実施 ・契約販売の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・計画的生産出荷 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫調整に年間雇用の確保

<p>葉ねぎ</p>	<p>< 作付面積 > 葉ねぎ 320 a (80 a × 4 作)</p> <p>< 経営面積 > 80 a</p>	<p>< 資本装備 > ・ビニールハウス 8,000 m² ・灌水、換気装置 ・皮剥き機 ・予冷库 ・堆肥舎他 < その他 > ・土づくりによる連作障害の回避 ・雇用労力による調整作業の実施 ・夏季における適正品種の選定 ・環境保全型技術の導入</p>	<p>・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・契約販売の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・計画的生産出荷 ・常時雇用の活用</p>	<p>・休日制の導入 ・収穫調整に年間雇用の確保</p>
<p>ちんげんさい</p>	<p>< 作付面積 > ちんげんさい 720 a (80 a × 9 作)</p> <p>< 経営面積 > 80 a</p>	<p>< 資本装備 > ・ビニールハウス 8,000 m² ・トラクター (20ps) ・動力噴霧機 ・包装機 ・予冷库他 < その他 > ・セル成型苗育苗 ・夏期遮光資材の利用 ・土づくりによる連作障害の回避 ・雇用労力による調整作業の実施</p>	<p>・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・契約販売の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・計画的生産出荷 ・常時雇用の活用</p>	<p>・休日制の導入 ・収穫調整に年間雇用の確保</p>
<p>セルリー</p>	<p>< 作付面積 > セルリー 140 a (ハウス 70 a × 2 作)</p> <p>< 経営面積 > 70 a</p>	<p>< 資本装備 > ・鉄骨パイプハウス 7,000 m² ・育苗ハウス 200 m² ・トラクター (25ps) ・小型管理機 ・成畝機 ・土壌消毒同時マルチ機 ・定植機、動力噴霧機 ・運搬車 (クローラ型) ・温風暖房機他 < その他 > ・セル成型苗の購入・雇用労力の安定的確保 ・安定的な出荷体制の確立</p>	<p>・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・ブランド化推進 ・作業日誌の記帳 ・作型の適正組み合わせの確立</p>	<p>・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保</p>
<p>サラダ菜</p>	<p>< 作付面積 > サラダ菜 700 a (70 a × 10 作)</p> <p>< 経営面積 > 70 a</p>	<p>< 資本装備 > ・ビニールハウス 7,000 m² ・動力噴霧機 ・運搬車 ・水耕プラントー式 ・循環扇 ・包装機 ・作業所 ・予冷库他 < その他 > ・養液栽培による周年生産 ・夏期遮光資材の利用 ・雇用労力による調整作業の実施</p>	<p>・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・契約販売の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・計画的生産出荷</p>	<p>・休日制の導入 ・収穫調整に年間雇用の確保</p>

<p>エシャレット + かんしょ</p>	<p>< 作付面積 > エシャレット 40 a かんしょ 80 a < 経営面積 > 120 a</p>	<p>< 資本装備 > ・トラクター(25ps) ・小型管理機 ・動力噴霧機 ・マルチャー、掘り取り機 ・運搬車 < その他 > ・バイオセンターからの優良苗の活用 ・夏期遮光資材の利用 ・土づくりによる連作障害の回避 ・雇用労力による調整作業の実施</p>	<p>・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳</p>	<p>・休日制の導入 ・収穫時期を中心にした雇用の確保</p>
<p>ばれいしょ + だいこん</p>	<p>< 作付面積 > ばれいしょ 400 a だいこん 300 a < 経営面積 > 400 a</p>	<p>< 資本装備 > ・トラクター(35ps) ・耕転機、管理機、定植機 ・動力噴霧機 ・土壌消毒機 ・マルチャー、掘り取り機 ・重量選別機 ・運搬車 < その他 > ・雇用労力による調整作業の実施 ・春ばれいしょと秋冬だいこんの輪作 ・共選場の利用</p>	<p>・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ブランド化推進</p>	<p>・休日制の導入 ・収穫時期を中心にした雇用の確保</p>
<p>たまねぎ + かんしょ</p>	<p>< 作付面積 > たまねぎ 300 a かんしょ 200 a < 経営面積 > 300 a</p>	<p>< 資本装備 > ・トラクター(23ps) ・耕運機、管理機、移植機 ・動力噴霧機 ・土壌消毒機 ・マルチャー、掘り取り機 ・芋洗浄機、ひげ取機 ・運搬車 < その他 > ・早生たまねぎと早掘りかんしょの輪作</p>	<p>・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳</p>	<p>・休日制の導入 ・収穫時期を中心にした雇用の確保</p>
<p>きく</p>	<p>< 作付面積 > きく 140 a (70 a x 平均2作) < 経営面積 > 70 a</p>	<p>< 資本装備 > ・ビニールハウス 7,000 m² ・複合環境制御装置 ・暖房機、無人防除施設 ・トラクター(20ps) ・成畝機、循環扇 ・選花機 ・冷蔵庫他 < その他 > ・育苗部門の分離 (全量発根苗購入) ・周年出荷体系</p>	<p>・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化推進 ・市況情報の活用 ・流通管理システムの確立</p>	<p>・休日制の導入 ・収穫時期を中心にした雇用の確保</p>

ガーベラ	<p>< 作付面積 > ガーベラ 40 a</p> <p>< 経営面積 > 40 a</p>	<p>< 資本装備 > ・ビニールハウス 4,000 m² ・養液システム一式 ・トラクター (20ps) ・循環扇 ・複合環境制御装置 ・暖房機、ヒートポンプ ・選花機 ・冷蔵庫他 < その他 > ・苗は全て購入 (毎年半数ずつ植替え) ・周年出荷体系</p>	<p>・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化推進 ・市況情報の活用 ・流通管理システムの確立</p>	<p>・休日制の導入 ・収穫時期を中心にした雇用者の確保</p>
トルコギキョウ	<p>< 作付面積 > トルコギキョウ 60 a</p> <p>< 経営面積 > 60 a</p>	<p>< 資本装備 > ・ビニールハウス 6,000 m² ・複合環境制御装置 ・暖房機 ・冷蔵庫他 < その他 > ・育苗技術の習得 ・11月～翌年6月出荷</p>	<p>・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・流通管理システムの確立</p>	<p>・休日制の導入 ・定植時期及び収穫時期を中心にした雇用者の確保</p>
鉢物 (洋蘭)	<p>< 作付面積 > シンピジュウム 50 a</p> <p>< 経営面積 > 50 a</p>	<p>< 資本装備 > ・硬質プラスチックハウス (アクリル) 5,000 m² ・複合環境制御装置 ・暖房機 ・移動ベンチ ・作業所 ・山上げ用フレーム < その他 > ・自動かん水による省力化</p>	<p>・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・流通管理システムの確立</p>	<p>・休日制の導入 ・収穫時期を中心にした雇用者の確保</p>
鉢物 (観葉・鉢花)	<p>< 作付面積 > 観葉・鉢花 40 a</p> <p>< 経営面積 > 40 a</p>	<p>< 資本装備 > ・硬質プラスチックハウス (アクリル) 4,000 m² ・複合環境制御装置 ・暖房機 ・自動かん水施設 ・動力噴霧機 ・作業所 < その他 > ・自動かん水による省力化</p>	<p>・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・流通管理システムの確立</p>	<p>・休日制の導入 ・収穫時期を中心にした雇用者の確保</p>
花木 (枝物)	<p>< 作付面積 > クジャクヒバ 30 a ハナモモ 40 a ホオズキ 30 a グニユーカリ 20 a シャクヤク 30 a 西洋シャクヤク 10 a サツキ 20 a</p> <p>< 経営面積 > 180 a</p>	<p>< 資本装備 > ・ビニールハウス 1,000 m² ・耕転機 (8ps) ・畝立機、マルチャー ・自動結束機 ・促成室 20 m² < その他 > ・優良品種の導入</p>	<p>・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳</p>	<p>・休日制の導入 ・収穫時期を中心にした雇用者の確保</p>

<p>庭園木 + 緑化樹</p>	<p>< 作付面積 > 庭園木 50 a 緑化樹 70 a < 経営面積 > 120 a</p>	<p>< 資本装備 > ・クレーン付トラック 2t ・パワーショベル ・管理機 ・動力噴霧機 ・作業所兼格納庫 60 m² ・堆肥舎 30 m² 他 < その他 > ・新資材や機械の利用による省力化 ・伝統的な高度整枝技術の習得 ・消費動向に対応した樹種の選定</p>	<p>・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳 ・経営分析の実施</p>	<p>・休日制の導入</p>
<p>酪農 (畑地型)</p>	<p>< 作付面積等 > 経産牛 50 頭 育成牛 16 頭 草地面積 3 ha</p>	<p>< 資本装備 > ・成牛繋ぎ牛舎 576 m² (牛乳処理室、分娩房、事務室、倉庫 87 m²を含む、バーンクリナー) ・育成牛舎 87 m²(カ-フロッパー併用) ・堆肥舎 884 m²、尿溜 353 m³ ・パイプラインミルクカー (50 ストル、4ユニット自動離脱) ・バルククーラー(2500L) ・飼料混合攪拌機又は自動給餌機 ・トラクター 50ps ・フロントローダー ・ダンプトラック 2t ・ロータリー ・播種機等栽培機器一式他 < その他 > ・飼料の多回給与 ・乾乳牛の別飼い管理 ・夏作デントコーン、冬作イタリアンライグラス等 ・利用形態はサイレージ ・動力噴霧機 20 2台</p>	<p>・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳 ・飼料管理システムの確立 ・パソコンによる計数管理</p>	<p>・ヘルパー活用による休日制の導入</p>
<p>肉牛 (肉専用種肥育)</p>	<p>< 作付面積等 > 肉専用種 常時 175 頭</p>	<p>< 資本装備 > ・畜舎 1,050 m² ・堆肥舎 525 m² ・飼料庫 490 m² ・フロントローダー ・ダンプトラック 2t < その他 > ・日増体量を 0.7kg 以上 ・動力噴霧機 20 2台</p>	<p>・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳 ・飼料管理システムの確立</p>	<p>・ヘルパー活用</p>

<p>養豚 (一貫経営)</p>	<p>< 作付面積等 > 常時飼養頭数 種雌豚 170頭 種雄豚 10頭 育成豚 51頭 肥育豚 1,700頭</p>	<p>< 資本装備 > ・肥育豚舎 627 m² 母豚舎 468 m² 分娩豚舎 410 m² 子豚舎 720 m² ・堆肥処理舎 320 m² ・ボブキャット、堆肥発酵、 浄化槽 ・豚衡器、スチームクリーナー ・フロントローダー ・ダンプトラック 2t < その他 > ・種雌豚の経済寿命は3年6産、 更新率30%、種雄豚は種雌豚 17頭に1頭 ・豚舎構造 分娩・子豚舎は高床式 肉豚舎はスノコ式 ・除糞はスクレーパー処理 ・糞は堆肥舎、尿は浄化槽で処理 ・動力噴霧機 20 2台</p>	<p>・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳 ・飼料管理システム の確立 ・パソコンによる計 数管理</p>	<p>・休日制の導入</p>
<p>採卵鶏</p>	<p>< 作付面積等 > 鶏 2.5万羽 (平均飼養頭数)</p>	<p>< 資本装備 > ・鶏舎 2,000 m² (無窓・高床・3段) ・堆肥舎 395 m² ・ケージ自動化システム ・洗卵選別機 ・ロードコンベア ・鶏糞堆肥攪拌搬送装置 ・ショベルローダー ・ダンプトラック 2t 他 < その他 > ・初生雛導入(年7回) ・産卵率83% ・給餌、給水、集卵、出荷作業の 自動化 ・動力噴霧機 20 2台</p>	<p>・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳 ・飼料管理システム の確立 ・パソコンによる計 数管理</p>	<p>・休日制の導入 ・鶏卵処理に年間 雇用</p>
<p>ブロイラー</p>	<p>< 作付面積等 > 年間出荷羽数 68万羽 (常時飼養羽数 17万羽)</p>	<p>< 資本装備 > ・平飼いセミウインドウレス鶏舎 19棟 8,000 m² ・自動管理・温水給湯システム ・細霧システム、飲水投薬機 ・高温高圧洗浄機、ワクチンスプ レー ・ショベルローダー ・ダンプトラック 2t ・自家発電機、警報システム < その他 > ・50日齢出荷、出荷体重3kg ・年間鶏舎利用回数：4回 ・育成率97%、飼料要求率2% ・3農場、農場内オールアウト飼 育方式 ・衛生対策(鶏病予防ワクチン、 細菌自主検査) ・動力噴霧機 20 2台</p>	<p>・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳 ・飼料管理システム の確立 ・パソコンによる計 数管理</p>	<p>・休日制の導入 ・出荷作業に臨時 雇用の確保</p>

中山間地域

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶 (自園自製自販)	<作付面積> 茶 200 a <経営面積> 200 a	<資本装備> ・小型乗用摘採機、整枝機、せん枝機 ・歩行型管理機 ・製茶機械 60k 1ライン ・防霜ファン <その他> ・仕上げ施設を装備 ・品種の組み合わせによる摘採期間の延長と特徴ある茶の生産	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・収穫時期を中心にした雇用者の確保
茶 (共同工場) + 自販	<作付面積> 茶 330 a <経営面積> 330 a (うち借地100 a)	<資本装備> ・小型乗用摘採機、整枝機、せん枝機 ・歩行型管理機 ・製茶機械 120k 1.5ライン ・防霜ファン <その他> ・品種の組み合わせによる摘採期間の延長と特徴ある茶の生産	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・ブランド化推進 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
ちんげんさい	<作付面積等> ちんげんさい 140 a (20 a × 7作) <経営面積> 20 a	<資本装備> ・ビニールハウス 2,000 m ² ・予冷庫他 <その他> ・セル成型苗育苗 ・夏期遮光資材の利用 ・土づくりによる連作障害の回避 ・雇用労力による調整作業の実施	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・契約販売の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・計画的生産出荷 ・常時雇用の活用	・休日制の導入 ・収穫調整に年間雇用の確保
茶(共同) + 野菜	<作付面積> 茶 150 a ちんげんさい 40 a (10 a × 4作) <経営面積> 160 a	<資本装備> ・可搬式摘採機、整枝機、せん枝機 ・防霜ファン ・パイプハウス 1,000 m ² 他 <その他> ・茶は共同製茶工場参加 ・栽培技術改善による良質茶生産 ・ちんげんさいはハウス栽培年間4作 ・セル成型苗育苗	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・品質管理システムの確立	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保

<p>茶（共同） + 花木</p>	<p>< 作付面積 > 茶 100 a しきみ 60 a < 経営面積 > 160 a</p>	<p>< 資本装備 > ・可搬式摘採機、整枝機、せん枝機 ・歩行型管理機 ・防霜ファン < その他 > ・茶は共同製茶工場参加 ・栽培技術改善による良質茶生産 ・しきみは露地栽培</p>	<p>・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報 の活用 ・作業日誌の記帳 ・品質管理システムの確立</p>	<p>・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇 用者の確保</p>
<p>茶（共同） + シイタケ</p>	<p>< 作付面積 > 茶 100 a シイタケ 10,000本</p>	<p>< 資本装備 > ・可搬式摘採機、整枝機、せん枝機一式 ・歩行型管理機 ・防霜ファン ・養生ハウス 200 m² ・浸水槽 ・人工ほだ場 140 m² ・乾燥室 120 m² ・クローラー運搬車 1台 < その他 > ・茶は共同製茶工場参加 ・栽培技術改善による良質茶生産 ・シイタケは7割が生（直売） 3割が乾燥（共販）</p>	<p>・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報 の活用 ・作業日誌の記帳 ・品質管理システムの確立</p>	<p>・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇 用者の確保</p>

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に浜松市及び周辺市町で展開している事例を踏まえつつ、浜松市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
柑橘 (温州みかん)	<作付面積> みかん 2ha <経営面積> 2ha	<資本装備> ・スピードスプレヤー(1,000ℓ) ・運搬機、フォークリフト (1t) ・大型貯蔵庫20坪他 <その他> ・園内道整備 ・共選共販等による産地ブランドの徹底 ・光センサー選果機に対応した高品質果生産	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
いちご	<作付面積> いちご 20a <経営面積> 20a	<資本装備> ・ビニールハウス 2,000㎡ ・内部被覆装置、温風暖房機、収穫台車 ・高設栽培システム、 ・小型ポット育苗システム ・電照設備、動力噴霧機 <その他> ・小型ポット育苗による省力・早期栽培 ・高設栽培による収穫期間の延長(5月下旬) ・変温管理、補助電照等による草勢維持 ・雇用労力の有効活用 ・総合的病害虫・雑草管理(IPM)の導入	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・収穫調整を中心にした雇用者の確保
トマト	<作付面積> トマト 20a <経営面積> 20a	<資本装備> ・ビニールハウス 2,000㎡ ・養液栽培システム一式 ・内部被覆装置、温風暖房機他 <その他> ・雇用労力の有効活用 ・総合的病害虫・雑草管理(IPM)の導入 ・交配用ハチの利用	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・収穫調整を中心にした雇用者の確保

ちんげんさい	<p>< 作付面積 > ちんげんさい 270 a (30 a × 9 作)</p> <p>< 経営面積 > 30 a</p>	<p>< 資本装備 > ・ビニールハウス 3,000 m² ・トラクター (20ps) ・動力噴霧機 ・包装機 ・予冷库他 < その他 > ・セル成型苗育苗 ・夏期遮光資材の利用 ・土づくりによる連作障害の回避 ・雇用労力による調整作業の実施</p>	<p>・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・契約販売の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・計画的生産出荷 ・常時雇用の活用</p>	<p>・休日制の導入 ・収穫調整に年間雇用の確保</p>
セルリー	<p>< 作付面積 > セルリー 60 a (ハウス 30 a × 2 作)</p> <p>< 経営面積 > 30 a</p>	<p>< 資本装備 > ・鉄骨パイプハウス 3,000 m² ・育苗ハウス 100 m² ・トラクター (25ps) ・小型管理機 ・成畝機 ・土壌消毒同時マルチ機 ・定植機、動力噴霧機 ・運搬車 (クローラ型) ・温風暖房機他 < その他 > ・セル成型苗の購入・雇用労力の安定的確保 ・安定的な出荷体制の確立</p>	<p>・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・ブランド化推進 ・作業日誌の記帳 ・作型の適正組み合わせの確立</p>	<p>・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保</p>
ばれいしょ	<p>< 作付面積 > ばれいしょ 250 a</p> <p>< 経営面積 > 250 a</p>	<p>< 資本装備 > ・トラクター (30ps) ・耕耘機、管理機、定植機 ・動力噴霧機 ・土壌消毒機 ・マルチャー、掘り取り機 ・運搬車 < その他 > ・雇用労力による調整作業の実施 ・共選場の利用</p>	<p>・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ブランド化推進</p>	<p>・休日制の導入 ・収穫時期を中心にした雇用の確保</p>
たまねぎ + かんしょ	<p>< 作付面積 > たまねぎ 120 a かんしょ 80 a</p> <p>< 経営面積 > 120 a</p>	<p>< 資本装備 > ・トラクター (23ps) ・管理機、移植機 ・動力噴霧機 ・土壌消毒機 ・マルチャー、掘り取り機 ・芋洗浄機、ひげ取機 ・運搬車 < その他 > ・早生たまねぎと早掘りかんしょの輪作</p>	<p>・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳</p>	<p>・休日制の導入 ・収穫時期を中心にした雇用の確保</p>

<p>茶 (共同工場) + 自販</p>	<p><作付面積> 茶 170 a <経営面積> 170 a</p>	<p><資本装備> ・可搬式摘採機、整枝機、せん 枝機 ・歩行型管理機 ・防霜ファン <その他> ・品種の組み合わせによる摘採 期間の延長と特徴ある茶の生産</p>	<p>・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情 報の活用 ・ブランド化推進 ・作業日誌の記帳</p>	<p>・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用 者の確保</p>
----------------------------------	---	--	---	---------------------------------------

第4 効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、地域の農用地に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営を行う者が地域の農用地に占める面積のシェアの目標

地 域	効率的かつ安定的な農業経営を行う者が地域の農用地に占める面積のシェアの目標	備 考
平地農業地域	55%	
中山間地域	13%	
浜松市全域	50%	

(注) 1 「農用地の利用に占める面積のシェア」には、基幹的農作業受託の面積も含む。

2 目標年次は、平成35年度とする。

効率的かつ安定的な農業経営を行う者が利用する農用地の面的集積についての目標
農地中間管理事業及び農地利用集積円滑化事業等の実施により、効率的かつ安定的な農業経営における経営耕地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

浜松市の平地農業地域においては、施設園芸のほか、ばれいしょ、だいこん、たまねぎなどの露地野菜や水稲、みかんなどの生産も盛んであり、認定農業者への農用地の利用集積を進めているが、その生産に供する農用地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。また、中山間地域では、茶を主体に、しいたけ、ちんげんさい、しきみ等が栽培されており、特に茶は、その高い品質が評価されている。また、中山間地域の農村は、農産物だけでなく、景観等を含め、優れた資源を有しており、都市農村交流への活用が期待される。

(2) 今後の農用地の利用の見通し及び将来の農用地の利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進み、既存の担い手が受けきれない農用地が増加することが予想される。そのため、以下の政策・事業の実施により、担い手の育

成及び担い手への農用地の利用集積を推進する。

担い手の育成・確保

次世代を担う就農者の確保に努め、認定農業者の育成を図るとともに、意欲ある農業者を特に先進的な経営体として育成する。また、新規就農を促進するため、農業者や農業法人が研修生を受け入れる、実践的な研修制度の構築等を推進する。また、新たな農業の担い手として企業の農業参入を推進する。

農用地と水の確保

優良な農用地と水を確保し、農業の持続性を保つために、農用地を適正に管理しつつ、農業生産基盤や関連施設の維持・整備を図る。また、効率的な農用地利用の観点から、先進的な経営を目指す担い手への農用地の利用集積を推進する。

さらに、耕作放棄地の発生防止と再生を図る。

(3) 関係団体等との連携体制

浜松市は、関係機関が有する農用地の情報の共有化を目指し、地域の先進的な経営を目指す担い手への面的集積を促進するため、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体等と連携して施策・事業等を推進する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

浜松市は、静岡県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域の特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

浜松市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

利用権設定等促進事業

農地中間管理事業の実施を促進する事業

農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業

農用地利用改善事業の実施を促進する事業

委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 東部平坦地・南部海岸地区・洪積台地地区においては、農業振興地域の農用地区域を中心に利用権設定等促進事業を重点的に実施することにより、認定農業者への優良農地の集積を図る。同時に、農業協同組合等による農作業の受委託及び農用地利用改善団体の活動の活発化等を推進する。

イ 西部丘陵地区・浜名湖湖岸地区においては、果樹、花き等それぞれの作目について産地化、ブランド化を推進するとともに、農用地利用改善事業を実施する。

ウ 北部山間地においては、茶園基盤及び加工施設の整備など茶生産構造の強化を図り、先進的な経営を目指す担い手農業者が連担的な条件化で効率的な生産が行えるよう努める。

さらに、浜松市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件の全

て（農業生産法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件すべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農用地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農業生産法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第3項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の3第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独

立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 浜松市長への確約書の提出や浜松市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号子に掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合、の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

から に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

浜松市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下、「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

浜松市は、の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

浜松市は、(5) の申し出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

浜松市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。

この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申し出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、浜松市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

浜松市の一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

浜松市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その事業実施区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

県下一円を事業実施区域とする農地中間管理機構は、市内の農用地の利用の集積を

図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

、及び に定める申出を行う場合において、(4)のの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより、利用権の存続を申し出の場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

浜松市は、(5)のの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

浜松市は、(5)の、及びの規定による農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

、に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

浜松市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、のウに掲げる事項については、(1)のに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積((1)のに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)

に規定する者にに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)始期(又は移転の時期)存続期間(又は残存期間)借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び

収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係

に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

に規定する者が(1)の に該当する者である場合には、次に掲げる事項

- ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。)第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農用地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原因回復の義務を負う者
 - (イ) 原因回復の費用の負担者
 - (ウ) 原因回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

浜松市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の に規定する土地ごとに(7)の に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

浜松市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の から までに掲げる

事項を浜松市の掲示板への掲示により公告する。

(1 0) 公告の効果

浜松市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(1 1) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(1 2) 紛争の処理

浜松市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(1 3) 農用地利用集積計画の取消し等

浜松市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

浜松市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、これらの権利の設定を受けた(1)の に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

浜松市は、 の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及

び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を市の掲示板への掲示により公告する。

浜松市が の規定による公告をしたときは、 の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

(1) 浜松市は、県下一円を事業実施区域とする農地中間管理事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 浜松市、農業委員会、農業協同組合及び農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業を促進するため、同機構に対し、情報提供、事業の協力等を行うものとする。

3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 浜松市は、浜松市の全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。

(2) 浜松市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び地域担い手育成総合支援協議会等は農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

浜松市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（ 1 ～ 3 集落 ）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

農用地利用規程においては、 に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

(2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を浜松市に提出して、農用地利用規程について浜松市の認定を受けることができる。

浜松市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が、農業経営基盤強化促進法(第 6 条第 1 項の規定)による農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想(以下「基本構想」という。)に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- 浜松市は、 の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を浜松市の掲示板への提示により公告する。

から の規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

(5) の に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 5 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

浜松市は に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の の認定をする。

ア のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者とみなし、同様に特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

(5) の の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の

当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規定で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規定で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

の勧奨は、農用地利用規定に基づき実施するものとする。

特定農用地利用規定で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規定で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（ 8 ）農用地利用改善事業の指導・援助

浜松市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導・援助に努める。

浜松市は、（ 5 ）の に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し県農林事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導・助言を求めてきたときは、浜松市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（ 1 ）農作業の受委託の促進

浜松市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農業者群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るため必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・定着に関する事項

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

浜松市は青年農業者等育成センターや県農林事務所、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的を開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報の提供を行う。また、生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携を図る。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

浜松市は、県農林事務所、農業協同組合、農業委員などと連携・協力して、青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。また、青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金などを効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については認定農業者へと誘導をする。

(2) その他

浜松市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮されるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農業者等の労働力の活用システムを整備する。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施設との連携

浜松市は、1 から 6 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策と連携に配慮するものとする。

ア 浜松市は、各種基盤整備事業による農業生産基盤整備を促進するとともに、農作業の集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が、経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 浜松市は、強い農業づくり交付金等によって農村の活性化を図り、農村の健全

な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 浜松市は、水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通じる望ましい経営の育成に資するよう努める。

また、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 浜松市は、地域用水環境整備事業等に取り組み、生活環境と定住条件を整備し、農業の担い手確保に努める。

オ 浜松市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

事業推進体制等

浜松市は、農業委員会、県農林事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体、その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意のもとに効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

農業委員会等の協力

農業委員会及び農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、浜松市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、浜松市は、このような協力の推進に配慮する。

第 6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

浜松市においては、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、先進的な経営を目指す担い手の更なる規模拡大が停滞している。

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいき、このままでは担い手が受けきれない農用地が増加することが予想される。

農地利用集積円滑化事業の実施主体は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、担い手の育成・確保、担い手に対する農用地の利用集積の積極的な取組を実施していること、担い手に関する情報や、農用地の利用に関する今後の意向等の農用地の各種情報に精通していること、農用地の出し手や受け手と積極的に関わり合い、農用地の利用調整活動を実施する体制が整備されていること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

原則として浜松市における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域は浜松市全域とする。

ただし、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））及び農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。

浜松市を複数に区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、先進的な経営を目指す担い手への農用地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を実施の単位とする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

（1）農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項（当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む）

イ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

- イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
- ウ 農用地等の管理に関する事項
- エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
 - 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
 - 事業実施地域に関する事項
 - 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、静岡県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
 - その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

法第 4 条第 3 項各号に掲げる者（市を除く）は、2 に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第 1 2 条の 1 0 に基づき、浜松市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、浜松市から承認を得るものとする。

浜松市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、 の承認をするものとする。

- ア 基本構想に適合するものであること。
- イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
- ウ 認定農業者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
- エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。
 - (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
 - (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。
 - (エ) (ア) から (ウ) に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

(カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

(キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

浜松市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

浜松市は、 の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を掲示板への記載により公告する。

から までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

、及び の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

浜松市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

浜松市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

浜松市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(2)の の規定による承認を取消することができる。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者(農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人)でなくなったとき。

イ 農地利用集積円滑化団体が の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ 農地利用集積円滑化団体が の規定による命令に違反したとき。

浜松市は、 の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を本市の掲示板への記載により公告する。

(4) 浜松市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により農地

利用集積円滑化事業規程を定めるものとする。

浜松市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

浜松市が の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、市長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。

に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の に掲げる要件に該当するものとする。

浜松市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。

浜松市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を浜松市の掲示板への記載により公告する。

及び の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

認定農業者等農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。

農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱別紙7第3の4に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。

前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地

利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。

農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(7) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。

農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定めるものとする。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。

研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。

研修等事業の実施に当たって、当該団体は、県農林事務所、静岡県農林大学校、静岡県農業会議、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を

活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、県農林事務所等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第 7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1 この基本構想は、平成 6 年 1 2 月 2 8 日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成 8 年 1 1 月 2 0 日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成 1 2 年 4 月 1 9 日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成 1 7 年 9 月 2 1 日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成 1 8 年 6 月 2 7 日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成 2 2 年 6 月 1 1 日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成 2 5 年 4 月 2 3 日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成 2 6 年 9 月 1 0 日から施行する。

別紙 1 (第 5 の 1 (1) 関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 6 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）

対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項

対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (2) 農業協同組合法第 72 条の 8 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙 2 (第 5 の 1 (2)関係)

農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するため利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

存続期間 (又は残存期間)	借賃の算定基準	借賃の支払方法	有益費の償還
<p>1 存続期間は 3 年、6 年又は 10 年 (農業者年金制度関連の場合は 10 年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間) とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常栽培期間からみて 3 年、6 年又は 10 年とすることが相当でない認められる場合及び農地利用集積円滑化事業の円滑な実施に支障がある場合には、3 年、6 年又は 10 年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は残存期間) の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第 52 条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額の基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成 13 年 3 月 1 日付 12 経管第 115 号農林水産事務次官通知) 第 6 に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係わる借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1 の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの定められた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

存続期間（又は残存期間）	借賃の算定基準	借賃の支払い方法	有益費の償還
の に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、の の3と同じ。	の に同じ。	の に同じ。

農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

存続期間	損益の算定基準	損益の決済方法	有益費の償還
の に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	の に同じ。この場合においての 中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者をいう。）」と読み替えるものとする。	の に同じ。

所有権の移転を受ける場合

対価の算定基準	対価の支払方法	所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。